堺市上下水道局マスコットキャラクター「すいちゃん」着ぐるみ貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、堺市上下水道局（以下「局」という。）が所有するマスコットキャラクター「すいちゃん」の着ぐるみ（以下単に「着ぐるみ」という。）を、上下水道事業若しくは「すいちゃん」のＰＲ又は公益的活動の推進を目的として使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用申込書の提出）

第２条　着ぐるみの使用を希望するもの（以下「申込者」という。）は、あらかじめ着ぐるみ使用申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）を、使用日の１か月前までに上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

２　前項の規定による申込みは、使用日の２か月前から先着順に受け付けるものとする。

（使用承諾の通知）

第３条　管理者は、申込者に対し、原則として使用日の２週間前を目途に使用承諾又は不承諾の通知を行う。

（使用承諾基準）

第４条　管理者は、第２条第１項の規定による申込みがあった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

(1) 申込者の使用予定日に、既に着ぐるみの使用が予定されているとき。

(2) 局の名誉を棄損し、又は上下水道事業の運営の妨げになるおそれのあるとき。

(3) 使用内容が着ぐるみを破損させるおそれのあるとき。

(4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(5) 特定の個人、団体、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(6) 営利目的の活動に使用するとき。

(7) 公開性又は公共性のない活動に使用するとき。ただし、国、他の地方公共団体その他公共団体、公共的団体若しくは公益的団体又は学校教育法（昭和２２年法律第２６号第１条）に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号第７条第１項）に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）が主催するものについては、この限りではない。

(8) 前各号に定めるもののほか、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めるとき。

（貸出期間）

第５条　貸出期間は、原則として貸出日及び返却日を含めて１０日以内とする。

（使用料）

第６条　使用料は無償とする。

（使用上の遵守事項）

第７条　申込者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)『着ぐるみ「すいちゃん」取扱説明書』の内容を遵守し、適切に使用すること。

(2) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(3) 申込書に記載のイベント等以外には、着ぐるみを使用しないこと。

(4) 使用期間を遵守すること。

(5) 火気又は危険物の近辺で使用しないこと。

(6) 雨天時には屋外で使用しないこと。

(7) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

（使用承諾の取消等）

第８条　第３条の規定により、着ぐるみの使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）が前条に定める事項を遵守しなかったとき、この要綱の規定に違反したとき、又はやむを得ない事情があると管理者が認めたときは、その使用の承諾を取り消すものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、局はその責任を負わない。

（現状復帰）

第９条　着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

（使用者の責任）

第１０条　着ぐるみの使用により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害については、局は一切その責任を負わない。

（補足）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。